(1)　船齢及び船質による割増率及び割引率

イ　割増率

船齢の区分	船質の区分	
	木船	鋼船
満六年以上満七年未満	二％	—
満七年以上満八年未満	四％	—
満八年以上満九年未満	六％	—
満九年以上満十年未満	八％	—
満十年以上満十一年未満	十％	—
満十一年以上満十二年未満	十二％	一％
満十二年以上満十三年未満	十四％	二％
満十三年以上満十四年未満	十六％	三％
満十四年以上満十五年未満	十八％	四％
満十五年以上満十六年未満	二十％	五％
満十六年以上満十七年未満	二十％	六％
満十七年以上満十八年未満	二十％	七％
満十八年以上満十九年未満	二十％	八％
満十九年以上満二十年未満	二十％	九％
満二十年以上満二十一年未満	二十％	十％
満二十一年以上満二十二年未満	二十％	十一％
満二十二年以上満二十三年未満	二十％	十二％
満二十三年以上満二十四年未満	二十％	十三％
満二十四年以上満二十五年未満	二十％	十四％
満二十五年以上満二十六年未満	二十％	十五％
満二十六年以上満二十七年未満	二十％	十六％
満二十七年以上満二十八年未満	二十％	十七％
満二十八年以上満二十九年未満	二十％	十八％
満二十九年以上満三十年未満	二十％	十九％
満三十年以上	二十％	二十％

ロ　割引率

船齢の区分	船質の区分	
	木船	鋼船
満一年未満	十％	十％
満一年以上満二年未満	八％	九％
満二年以上満三年未満	六％	八％
満三年以上満四年未満	四％	七％
満四年以上満五年未満	二％	六％
満五年以上満六年未満	—	五％
満六年以上満七年未満	—	四％
満七年以上満八年未満	—	三％
満八年以上満九年未満	—	二％
満九年以上満十年未満	—	一％

(2)　設備による割引率

総トン数五トン未満の動力漁船であって無線電信設備又は無線電話設備を有するもの　割引率五％

総トン数五トン未満の動力漁船であってレーダー設備を有するもの　割引率五％

(3)　依頼検査の成績による割引率

保険期間（満期保険にあっては、保険料期間）の開始の際における船齢又は機関年齢が満三年未満の漁船について、次の表の上欄に掲げる依頼検査の技術水準に適合する事項に応じて同表の下欄に掲げる割引率

依頼検査の技術水準に適合する事項	割引率
船体	二％
機関	二％
船体及び機関	五％

(4)　保険成績等級による割増率及び割引率

次の表の上欄に掲げる保険成績等級に応じて同表の下欄に掲げる割引率又は割増率

保険成績等級	割引率又は割増率
一等級	割引率三十％
二等級	割引率二十五％
三等級	割引率二十％
四等級	割引率十五％
五等級	割引率十％